

基 山 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 6 年 6 月 4 日委員会会長は、委員を基山町役場 2 0 1 会議室に招集し委員会議を開催する。

出席者 1 4 名 欠席者 0 名

番 委 員	委 員 氏 名	出 欠	番 委 員	委 員 氏 名	出 欠
1	村 山 孔 治	出席	8	大 久 保 利 治	出席
2	松 野 孝 敏	出席	9	岸 勝 則	出席
3	寺 崎 和 美	出席	1 0	天 本 三 雄	出席
4	大 村 和 則	出席	1 1	平 野 守	出席
5	中 村 俊 夫	出席	園部	中 村 静 佳	出席
6	木 原 秀 樹	出席	宮浦	吉 田 猛	出席
7	内 山 学	出席	長野・小倉	重 松 謙 司	出席

本 会 の 書 記 大 石 正 芳

審 議 事 項

- (1) 議案第 1 8 号 農業経営基盤強化促進法の規定による申出 6 件
- (2) 議案第 1 9 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しない申出 1 件
- (3) 報告第 1 8 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出受理報告 1 件
- (4) 報告第 1 9 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理報告 3 件
- (5) その他 (1) 地域農業の支援について (令和 6 年 3 月議会一般質問より)

審議開始 9 時 0 0 分

審議終了 1 0 時 4 5 分

令和6年6月農業委員会議事録

会 長 あいさつ

議 長

只今から、令和6年第6回定例農業委員会を開催します。本日の会議録署名人は、2番委員と3番委員にお願いします。

早速、審議に入ります。議案第18号農業経営基盤強化促進法の規定による申出があったので計画の決定を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第18号1番朗読

この件につきましては、今まで借りていた耕作者が高齢化により経営規模を縮小することにより、新たな借り手に賃借権を設定するものです。賃借料は10a当たり水稻15kgです。期間は5年です。場所は、麦尾集落周辺にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

3番委員

議案第18号1番から議案第18号3番は借り手が同じであるため、まとめて協議するようお願いします。

議 長

では次に、議案第18号2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第18号2番朗読

この件につきましては、今まで借りていた耕作者が高齢化により経営規模を縮小することにより、新たな借り手に賃借権を設定するものです。賃借料は10a当たり水稻25kgです。期間は3年です。場所は、麦尾集落周辺にある圃場です。

議 長

次に、議案第18号3番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第18号3番朗読

この件につきましては、今まで借りていた耕作者が高齢化により経営規模を縮小することにより、新たな借り手に賃借権を設定するものです。賃借料は10a当たり水稻25kgです。期間は3年です。場所は、麦尾集落周辺にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、議案第18号1番から議案第18号3番について何か意見はありませんか。

3番委員

議案第18号1番から議案第18号3番については、貸し手の高齢化による貸借なので、問題ないと思われます。

園部推進委員

借り手は従業員を雇えるほど田んぼを所有しているのでしょうか。

事務局

現在、企業に対する販売を主としており販路拡大を課題としているとのこと
です。

2番委員

この議案に付随して、立地条件が悪い圃場への対策を組織的に行う取り組み
を行いたいです。

園部推進委員

農業者の高齢化が問題視されるため、若い農業者に入ってもらいたいと考え
ます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第18号3番について計
画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 18 号 3 番について、全員一致で決定します。

次に、議案第 18 号 4 番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 18 号 4 番朗読

この件につきましては、借り手の経営規模拡大により賃借権を設定するものです。賃借料は10 a 当たり5,000円です。期間は5年です。場所は、第7区鳥栖JCT南側付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

1 番委員

借り手は田んぼをいくつも請け負っている認定農業者なので、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 18 号 4 番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 18 号 4 番について、全員一致で決定します。

次に、議案第 18 号 5 番から 6 番については再設定ですので朗読は省略します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 18 号 5 番から 6 番説明

5 番につきましては、借り手の要望のため使用賃借権を設定するものです。期間は5年です。場所は、第3区基山町役場西側付近にある圃場です。

6 番につきましては、貸し手の要望のため使用賃借権を設定するものです。期間は6カ月です。場所は、第3区向平原集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

5 番委員

借り手と貸し手が合意しているため、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 18 号 5 番から 6 番について計画決定したいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 18 号 5 番から 6 番について、全員一致で決定します。

次に、議案第 19 号農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しない非農地判断について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 19 号 1 番 朗読

この件について非農地通知申出書の提出がありましたので、判断をお願いします。

場所は、第 4 区南谷集落付近にある圃場です。

現況写真を投影しますので、確認をお願いします。

非農地と判断された土地については、町の農地台帳から除外したので、法務局で地目変更登記を行うよう通知します。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

6 番委員

田んぼが確認できないほど土地が荒れているため、問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。ないようでしたら議案第 19 号 1 番については、農地に該当しない非農地と判断します。賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手

議 長

議案第 19 号 1 番は、全員一致で決定します。

次に、報告第 18 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の相続について届出があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第 18 号 1 番 朗読

この件につきましては、申請人が相続により農地を取得するものです。

届出を受理し受理通知書を交付します。場所は第 7 区長野集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

1 番委員

畑を耕されるとのことです。相続なので問題ないと思われます。

議 長

ほかに意見はありませんか。意見がないようですので報告第 18 号 1 番を終わります。

次に、報告第 19 号農地法第 18 条の規定による合意解約通知があったので受理したことを報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第 19 号 1 番 朗読

この件につきましては、借人の高齢化による経営規模縮小のため解約の申し出がありましたので届出を受理し受理通知書を交付します。場所は第 2 区麦尾集落付近にある圃場です。

議 長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

意見がないようですので、報告第 19 号 1 番を終わります。

次に、報告第 19 号 2 番について事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第19号2番 朗読

この件につきましては、借人の高齢化による経営規模縮小のため解約の申し出がありましたので届出を受理し受理通知書を交付します。場所は第2区麦尾集落付近にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので、報告第19号2番を終わります。

次に、報告第19号3番について事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第19号3番 朗読

この件につきましては、借人の高齢化による経営規模縮小のため解約の申し出がありましたので届出を受理し受理通知書を交付します。場所は第2区麦尾集落付近にある圃場です。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。意見がないようですので、報告第19号3番を終わります。

次に、その他(1)地域農業の支援について事務局から説明をお願いします。

事務局 その他(1) 説明

令和6年3月議会の一般質問において、地域農業の支援について、質問がありましたので内容について産業振興課長より説明いたします。

議長

只今事務局から説明がありましたが、何か意見はありませんか。

宮浦推進委員

災害復旧事業について、国の支援を基に町からの補助を行うことで事業の負担金が少なくなると思われます。この仕組みを作ることを検討してもらいたいです。

事務局

復旧事業に関しては、災害等による直接的な被害報告が必要なため、事例があった場合には事務局にご相談ください。

議 長

ほかに意見はありませんか。意見がないようですので、その他を終わります。

以上、本日の議題等が終了しましたが、全体を通して何かご意見はございませんか。

これで本日すべての審議が終了しましたので、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会します。

令和6年6月4日

署名人

議 長

委 員

委 員